生活福祉資金貸付条件一覧

		貸付条件一覧 資金種類			貸付条			
総言	言支援資金		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内	12月以内	MAHO.	据置期間経過後 20年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 <i>ただ</i> し、 保証人なしでも 貸付可
	住居入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要 な費用	40万円以内	-				
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 滞納している公共料金等の立て替え費用 債務整理をするために必要な経費等	60万円以内	-				
温剂	止資金							
	福祉費	生業を営むために必要な経費	460万円以内	6月以内	20年以内			
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計 を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年程度 580万円以内			8年以内	保証人あり 無利人な子 保証人な公 年1.5%	原則必要 ただし、 保証人ないでも 貸付可
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受け に必要な経費	250万円以内			7年以内		
		福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内			8年以内		
		障害者用の自動車の購入に必要な経費	250万円以内			8年以内		
		中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内			10年以内		
		負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療 養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは 170万円以内 1年を超え1年6月以内であって、世 帯の自立に必要なときは230万円 以内			5年以内		
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに 必要な経費及びその期間中の生計を維持する ために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を 超えないときは 170万円以内 1年を超え1年6月以内であって、世 帯の自立に必要なときは230万円 以内			5年以内		
		災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円以内			7年以内		
		冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内			3年以内		
		住宅の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内			3年以内		
		就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内			3年以内		
		その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内			3年以内		
		緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった 場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	-	最終貸付日から 2月以内	据置期間経過後8 月以内	無利子	不要
牧育	育支援資金			ı				
	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高 等専門学校に就学するために必要な経費	<高校>月3.5万円以内 <高寿>月6万円以内 <短大>月6万円以内 <大学>月6.5万円以内	_	卒業後6月以内	据置期間経過後 20年以内 制度運用上 高校8年 高専10年 短大10年 大学15年 としています。	無利子	(不要) ※世帯内で連帯f 受人が必要
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高 等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内					
不重	動産担保型生活	資金						
	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動 産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の70%程度 月30万円以内	借受人の 死亡時ま での期間 又は貸付 元利金が	ま 間 付 が 契約終了後 3月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期 ブライムレートの いずれか低い利率	必要 ※推定相続人の から選任
	要保護世帯向け不動産 担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地及び建物の評価額の70%程度(集合住宅の場合は50%) 生活扶助額の1.5倍以内	貸付限度 額に達する までの期 間。				不要